

おらほの納税教室

そろそろ確定申告手続き、住民税申告手続きの準備を始めましょう!!

内 容	確定申告手続き
	毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得について、その所得金額に対する所得税・復興特別所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。
	住民税申告手続き
期 間	毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得について、その所得金額に対する翌年度の住民税額を計算するために町に申告する手続きです。 原則として、1月1日時点で南三陸町内に住所がある人全員が対象になります。 ただし、次に該当する人は住民税申告手続きをする必要がありません。 ・1カ所からの給与収入のみで、勤務先で年末調整が済んでいる人 ・公的年金収入のみで、その金額が400万円以下の人 ・所得税の確定申告書の提出が済んでいる人 ※前年中に収入が無かった人は、町に「収入の無い旨の届出書兼扶養控除の申出書」の提出が必要です。
	毎年2月16日～3月15日
必要書類	・マイナンバーカード（無い場合は、本人確認書類） ・令和2年中の収入金額がわかるもの（営業収入がある場合は、収支内訳書） ・各種控除証明書類（社会保険料／生命保険料／地震保険料／医療費／障害者手帳など） ・印鑑（シャチハタではないもの） ・被扶養者の所得額がわかる書類（源泉徴収票など） ・本人の還付または納付の口座情報がわかる書類（通帳のコピーまたは原本）

確定申告をする必要がある人

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・給与と収入が源泉徴収の対象となっていて、給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から所得控除額または必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える人
- ・給与を2カ所以上から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から所得控除額または必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える人
- ・公的年金収入の合計額が400万円以下で、給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から所得控除額または必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える人
- ・公的年金収入の合計額が400万円を超える人
- ・前年中に住宅を新築・購入・増改築された人で「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」を受けられる人

- ※1 確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告をする必要があります。
- ※2 確定申告書を税務署（または町の申告会場）に提出した場合には、住民税申告をする必要はありません。

「おらほの納税教室」では、10月号～2月号にかけて確定申告手続き・住民税申告手続きについての内容を掲載していきます。各種申告手続きの準備をよろしくお願いします。

前年中に収入が無い人も申告が必要です！

前年中に収入が全く無かった人や、非課税所得（遺族年金、障害年金、失業保険など）による収入のみだった人も住民税の申告が必要です。
申告がなされると、町では収入や所得の情報が分からないため、翌年度分の所得証明書・非課税証明書などの発行ができません。また、「非課税者」として扱うことができないため、国民健康保険税の軽減が受けられない、介護保険料などの所得判定が正しく行えない、各種手当などの支給が止まってしまうなど、所得情報を用いる他の制度において正しい取り扱いができなくなる場合があります。

各種保険料の軽減が
該当にならない



税証明書の発行が
できない

※「収入の無い人」「非課税所得のみの人」に該当する場合は、毎年1月に町から送付される冊子「町県民税申告の手引き」内の「収入の無い旨の届出書兼扶養控除の申出書」を提出してください（用紙は切り取って使用できます。）
①世帯のどなたかが町の申告会場で申告される場合→町申告会場での提出
②町の申告会場で申告する世帯員がいない場合→役場町民税務課または支所の窓口での提出
③「南三陸町役場町民税務課」宛てに郵送で提出していただいても構いません。

インターネットやスマートフォンを利用して確定申告書を作成できます！

国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。また、マイナンバーカードを取得したうえでICカードリーダーライターを準備することにより、ご自宅のパソコンから確定申告手続きを済ませることができます。
1月から、スマートフォン（iPhone、Android）からもID・パスワード方式を利用して所得税の確定申告書をe-Taxで送信（提出）できるようになりました。
詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
申告期間中は会場が大変混雑しますので、インターネットなどを利用した申告がおすすめです。



※ 今月の税・保険料 ※ 納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

町県民税……………第3期
国民健康保険税……………第5期
介護保険料……………第4期
後期高齢者医療保険料…第4期

納付期限
11月2日(月)

口座振替日
10月26日(月)

町民税務課税務係 ☎46-1372